

呉市教育大綱（案）について

1 教育大綱の位置付け

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

市長及び教育委員会で構成される総合教育会議で協議・調整を行い、市長が策定します。

2 呉市教育大綱（案）について

(1) 目標

郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成

(2) 各分野における取組の方向

呉市教育大綱（案）では、教育に関する「学校教育」、「社会教育」、「文化・スポーツ」の3項目の分野別の施策に関する指針を定めるため、各分野ごとに次の事項について示します。

- ア 現状及び課題
- イ 政策の基本方針
- ウ 計画期間中に取り組む代表的な施策

(3) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 策定経過

平成27年6月2日 第1回総合教育会議

【協議事項】

- (1) 呉市総合教育会議の設置について
- (2) 呉市教育大綱の策定に関する考え方について
- (3) 第4次呉市長期総合計画後期基本計画の策定スケジュールについて

平成28年2月2日 第2回総合教育会議

【協議事項】

呉市教育大綱(案)について

4 今後の予定

平成28年3月下旬に第3回総合教育会議を開催して、呉市教育大綱の最終案について協議・調整の上、呉市教育大綱を決定する予定です。